

下仁田町物価高対策省エネルギー家電製品等買い替え補助金

エネルギー価格の高騰にお悩みの世帯を応援します！

ご家庭の古い家電を省エネ性能の高い製品に買い替えてみませんか？

下仁田町では、家計の負担軽減と地球温暖化防止（脱炭素社会の実現）の両立を目指し、省エネ家電への買い替え費用の一部を補助します。

この機会に、お財布にも環境にも優しいエコな暮らしへシフトしましょう！

【補助対象製品・金額】

製 品 ※1	エアコン (固定して設置するもの)	冷蔵庫 (冷凍庫を含む)	温水機器 (ガス・石油・電気)
条 件	・省エネ基準達成率 100%以上であること ・買い替えであること ・未使用品であること ※ 製品保証費、既設家電の撤去費・処分費は補助対象外		
町内業者で購入	補助対象経費の 3 分の 1 補助限度額 <u>4 万円 ※2</u>		
町外業者で購入	補助対象経費の 3 分の 1 補助限度額 <u>2 万円 ※2</u>		

※1 一世帯いずれか1台に限る

※2 算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨て

【補助対象者】

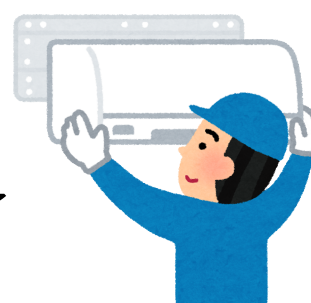
次の要件にすべて該当する方

1. 町内に居住し、自ら居住する住宅（店舗・事務所等との併用住宅を含む）に対象製品を購入・設置し、当該住宅の所在地に住民票を有していること
2. 申請者及び同一世帯の方が、町税等を滞納していないこと
3. 申請者及び同一世帯の方が、暴力団員等でないこと
4. 申請者及び同一世帯の方が、国や県等の家電買い替えに係る補助金等の補助を受けていないこと

【申請期間】

令和8年10月1日から 令和9年3月31日まで

※但し、予算上限額に達した時点で受付終了



【申請方法】

申請書（様式第1号）に以下の書類を添付して、保健センターへ提出してください。

- ・対象製品の契約書・注文書等及び領収書の写し
- ・省エネ基準達成率 100%以上であることが確認できるカタログ等の写し
- ・買い換え前後の家電の設置状況が分かる写真
- ・町税等の滞納がないことを証明する書類（町の公簿等での確認に同意する場合は不要）
- ・撤去した家電製品に係る家電リサイクル法の管理票（マニフェスト）の写し
- ・その他町長が必要と認める書類

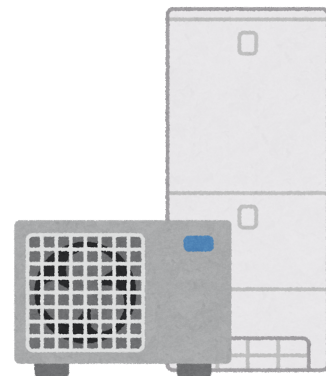
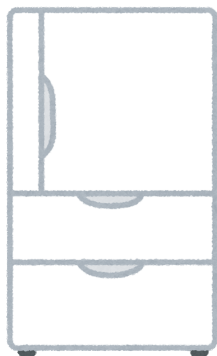
【申請後の手続き】

「交付決定通知」が届いたら、以下の書類を保健センターへ提出してください。

- ・請求書（様式第3号）
- ・振込口座の通帳の写し

【注意事項】

- ・補助金を受けて購入した家電製品は、令和9年度から5年以内は、補助目的に反した使用、販売、譲渡、交換、貸付けを行うことはできません。
- ・撤去した既存の家電製品は、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）に基づき適切に処分してください。



【申請・問い合わせ先】

下仁田町 保健課 環境係（保健センター内） 下仁田町大字下仁田 111-2

受付時間：月曜～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分

電話番号：0274（82）5490